

第13次鉱業労働災害防止計画の 取組状況について

令和4年10月7日 経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付

目次

第13次鉱業労働災害防止計画(平成30年度~令和4年度)の概要	P1
【主要な対策事項】 1.鉱山保安マネジメントシステムの導入促進 1.1鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化 1.2鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進	P2~5 P2~4 P5
2. 自主保安の推進と安全文化の醸成	P6∼8
2.1 自主保安の徹底と安全意識の高揚	P6,7
2.2 鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成	P8
3. 個別対策の推進	P9~11
3.1 死亡災害・重篤災害の原因究明と再発防止対策の徹底	P9
3.2 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進	P10
3.3 鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進	P11
4. 基盤的な保安対策と新技術の推進	P12~16
4.1 基盤的な保安対策(①残壁対策)	P12
4.1 基盤的な保安対策(②坑内保安対策)	P13
4.1 基盤的な保安対策(③作業環境の整備)	P14
4.2 新技術の活用等による保安技術の向上	P15,16
5. 現場保安力の向上	P17,18
5.1 単独作業及び非定常作業に対する保安管理	P17
5.2 現場保安力の向上と人づくりへの取組	P18
6 国・鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組	P19

第13次鉱業労働災害防止計画(平成30年度~令和4年度)の概要

I. 目標

各鉱山においては、

<mark>災害を撲滅させることを</mark> 目指す。

全鉱山の災害発生状況として、

計画期間5年間で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1:毎年の死亡災害は0 (ゼロ)

指標2:災害を減少させる観点から、年平均で度数率0.70以下

指標3:重篤な災害を減少させる観点から、年平均で重篤災害の度数率0.50以下

Ⅱ. 主要な対策事項

1 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

1.1 鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化

➤ 鉱山災害を撲滅させるという最終目標を達成するため、より高い次元で保安の確保を 実現すべく、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者、国は、鉱山保安MSの導入 に引き続き一体となって取り組む。導入を進展させている鉱山は実情に応じてより最適な システムとなるよう努める。このため、鉱業権者は次の二つの取組を引き続き推進。

① リスクアセスメント (現況調査) の充実等

- ・潜在的な保安を害する要因を特定するための十分な調査とリスクの分析
- ・リスクの評価及びリスク低減措置の検討・実施
- ・リスク分析・評価過程の関係者間での共有と残留リスクの適正な評価・管理

② マネジメントシステム (PDCAを回す仕組) の充実等

- ・経営トップによる保安方針の表明
- ・保安目標(達成手段が立案可能で達成度合いの客観的評価が可能)の設定
- ・保安計画(目標達成のための実施事項、スケジュール等)の策定
- ・保安目標の達成状況及び保安計画の実施状況の評価等
- ➤ 国は、国際規格等との整合性にも配慮しつつ、支援の実績等を踏まえ、手引書の見直し、実施方法に関する助言、優良事例の情報提供の充実等を図る。さらに、国・鉱業権者は、取組を適切かつ合理的に評価できるようチェックリストの整備等と毎年度取組状況について評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を実施。

1.2 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

➤ 鉱山保安MSの導入に遅れがみられる中小零細鉱山の取組が容易に行い得るよう、 国は、ガイドブックをより分かりやすく見直す等、情報提供ツールの整備と、各鉱山の状況 に応じた助言を一層きめ細かく行う。

2 自主保安の推進と安全文化の醸成

2.1 自主保安の徹底と安全意識の高揚

- → 鉱業権者、保安統括者、保安管理者、作業監督者、その他の鉱山労働者が、それ ぞれの立場と職責に応じて、自主保安を徹底。
 - ・保安目標を達成するために必要な人員及び予算の確保
- ・保安管理体制の充実、保安活動の積極的な実施、保安教育の計画的な実施等

2.2 鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成

→ 組織の全構成員の安全を最優先する企業文化である「安全文化」を醸成し、倫理的責任の下に鉱山の活動が行われるよう、経営トップは保安に関する環境作りに努める。

3 個別対策の推進

3.1 死亡災害・重篤災害の原因究明と再発防止対策の徹底

➤ 特に死亡災害や重篤災害は、鉱業権者は徹底した原因究明と再発防止に努める。 国はこれら災害情報を分かりやすく整理・分析し情報提供を実施。

注) 度数率:稼働延百万時間当たり罹災者数

重篤災害:死亡災害を除く休業日数が2週間以上の災害

▶ ヒューマンエラーによる災害を防止するため、人間特性を考慮したRAを徹底するとともに、 本質安全対策、フェールーフやフールプ・ルーフを考慮した施設の工学的対策等を検討。

3.2 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

>「墜落・転倒」「運搬装置」「取扱中の器材鉱物等」「機械」による災害を着実に減少。

3.3 鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進

か 鉱種によって異なる鉱山災害の状況に応じ、国は、鉱種特有の保安状況についても 情報収集を行い、関係団体と連携して取組を実施。

4 基盤的な保安対策と新技術の推進

4.1 基盤的な保安対策

①露天掘採場の残壁対策、②坑内の保安対策、③作業環境の整備

4.2 新技術の活用等による保安技術の向上

➤ 産学官が連携し、保安技術の向上や普及に努めるとともに、ロボット、センサー、自動 化等の新技術の実証・情報提供等により鉱山保安分野への活用を推進。

5 現場保安力の向上

5.1 単独作業及び非定常作業に対する保安管理

➤ 作業関係者でのリスク共有のためのコミュニケーション活動等鉱山全体での保安管理 に努める。カメラ、センサーによる記録・管理等により災害の未然防止、原因究明。

5.2 現場保安力の向上と人づくりへの取組

★ 鉱業権者は、危険体感教育、危険予知の実践教育等の機会を設ける。現場保安力向上の取組を鉱山保安MSの中で毎年度評価し改善を推進。

6 国・鉱業関係団体等の連携・協働による保安確保の取組

- ➤ 国は、外部専門家による保安指導、鉱山労働者等を対象の各種研修、災害情報の水平展開等を充実。鉱業関係団体は、保安管理マスター制度の運用・改善をはじめとした自主保安体制強化のため支援等、鉱山災害防止のための活動を積極的に実施。
- ➤ 国・鉱業関係団体は、保安レベルの継続的向上につながるよう連携・協働。特に中小 零細規模鉱山に関しては、中央労働災害防止協会の活用、地域単位での情報交換、 大規模鉱山による支援等が円滑に行われるようきめ細かく対応。

【主要な対策事項】 1.鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

1.1 鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化

- 鉱山保安マネジメントシステム(鉱山保安MS)を本格導入している鉱山は、増加傾向であり、度数率も導入推進及 び導入準備鉱山よりも低い。マネジメントシステムの導入効果がみられているのではないか。
- 鉱山規模(労働者数)別の鉱山保安MS導入状況は、全体的に本格導入鉱山が増加している傾向。

※度数率:稼働延百万時間当たり罹災者数

鉱山保安マネジメントシステムの導入状況 (単位:鉱山数)

	H30	R1	R2	R3
本格導入鉱山	79	95	100	106
導入推進鉱山	165	168	165	180
導入準備鉱山	129	118	116	103
合計	373	381	381	389

本格導入鉱山:チェックリストⅠ、Ⅱの合計点が、それぞれ約9割以上となっている鉱山 導入推進鉱山:チェックリストⅠ、Ⅱの合計点が、それぞれ約6割以上となっている鉱山

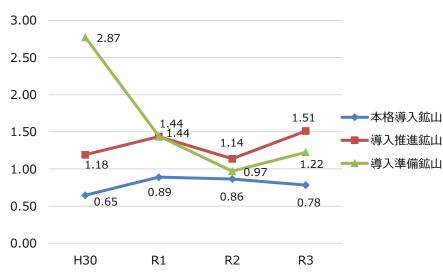
導入準備鉱山: それ以外

〈平成30年時点〉

鉱山規模(労働者数)別導入状況

労働者数範囲	(i) 本格導入鉱山 79鉱山	(ii) 導入推進鉱山 165鉱山	(iii) 導入準備鉱山 129鉱山	合計 373鉱山
100~	7 (38.9%)	10 (55.6%)	1 (5.6%)	18 (100%)
50~99	6 (22.2%)	15 (55.6%)	6 (22.2%)	27 (100%)
30~49	18 (38.3%)	22 (46.8%)	7 (14.9%)	47 (100%)
10~29	24 (22.0%)	48 (44.0%)	37 (33.9%)	109 (100%)
~9	24 (14.0%)	70 (40.7%)	78 (45.3%)	172 (100%)

鉱山保安マネジメントシステムの導入状況別の度数率の推移



<令和3年時点>

労働者数範囲	(i)本格導入鉱山 106鉱山	(ii) 導入推進鉱山 180鉱山	(iii)導入準備鉱山 103鉱山	合計 389鉱山
100~	11 (64.7%)	6 (35.3%)	0 (0%)	17 (100%)
50~99	18 (54.5%)	13 (39.4%)	2 (6.1%)	33 (100%)
30~49	15 (40.5%)	18 (48.6%)	4 (10.8%)	37 (100%)
10~29	33 (27.7%)	63 (52.9%)	23 (19.3%)	119 (100%)
~9	29 (15.8%)	80 (43.7%)	74 (40.4%)	183 (100%)

【主要な対策事項】 1. 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

1.1 鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化

- ➤ 国は、鉱山保安マネジメントシステムにかかる自己点検チェックリストの見直しや手引書を改訂(平成30年度)し、 一層の導入の深化を図った。
- ▶ また、保安統括者会議等を活用し、新たな手引書に基づく新チェックリストの理解促進等を図ったり、当省ホームページに優良事例を掲載し情報共有を行っている。
- ●自己点検チェックリストの見直し、手引書を改訂(平成30年度)
 - ○計20項目のQの内容については、改訂前のものを継承。
 - ○【判定チェック項目】を新たに明示。また、参考になるガイドブックの該当頁なども明記。
 - ○【実施内容の記入欄】については、どのような事項を記載するのか補足説明を 新たに明示。
- ●新たな手引書に基づく新チェックリスト等の理解促進活動事例
 - ○保安担当者等研修にて新たな手引書に基づく新チェックリストの理解促進の研修を実施(平成30年11月@東北支部)
 - ○保安統括者会議にてMS導入先進鉱山事例を紹介(令和元年5月@ 関東監督部)
 - ○保安講演会にて鉱山MSのセルフチェック集計結果と成果・課題等導を説明(令和3年7月@中国監督部) 等
- ●鉱山保安マネジメントシステムに関する優良事例集







鉱山の声

<鉱山労働者に理解させるための取組・工夫>

- ・リスクアセスメントにより導き出されたリスク低減措置の実施状況について定期的に報告し、未達の項目については、早期に改善策を実施するよう指示。 <金属鉱山>
- ・保安委員会の下部組織にRA(リスクアセスメント)委員会・RA小委員会を 設置し、全員参加の仕組みづくりをしている。 <石灰石鉱山>
- ・事故が発生した場合やヒヤリハットがあった場合・新しい設備の導入の時にはその 部署の関係者による話し合いの時間を設け、可能な限り、各担当者が考え、答えを出し、他部署のものがその答えに対して適当であるかどうかを判断。 <非金属鉱山>
- ・毎年1回(年末)、リスクアセスメント活動推進大会を開催し、優良改善活動を表彰。 <石灰石鉱山>

<困っていることや使いにくい部分・分かりにくい部分>

- ・国から示される資料については、文字が多くて細かいので、作業員に伝える際に、解り易くブレークダウンした資料を管理者層が作成する手間がかかる。 <金属鉱山>
- ・保安統括者を含め、マネジメントシステムを理解している人材がいない。 <非金 属鉱山>
- ・保安集会で保安についての話をしても、設備面での意見しか出てこず、ヒューマン エラーによる危険についての発言や提案等が出てこない。
- ・潜在的なリスク抽出のためにヒアリハット提出の推進を行っているが、ヒアリハットが あまり出てこず、KYが同じ内容に集中する傾向にある。<石灰石鉱山>

出典:経済産業省ホームページ

<参考>鉱山保安マネジメントシステムの導入促進(チェックリストによる自己点検)

I リスクアセスメント等に係る点検評価 [チェックリスト I]

(1) リスクアセスメントに対する経営トップの責任表明

Q 1:経営トップは、鉱山労働者に対し自らの意思としてリスクアセスメントの重要性を表明し、これを推進するための経営資源(組織・予算等)を整備しているか。

(2) リスクアセスメントの実施時期

Q 2:法令で定めた施業案変更等のとき以外にも、リスクアセスメントを実施しているか?

(3)情報の入手

Q 3: リスクアセスメントを実施するに当たり、対象作業・作業場所に関する情報を入手しているか?

(4) リスクの特定と鉱山労働者の参画

Q 4: 入手した情報から保安を害する要因(リスク)について鉱 山労働者を交えて特定しているか?

(5) リスクの見積もりと鉱山労働者の参画

Q 5:特定したリスクの大きさについて鉱山労働者を交えて見積 もっているか?

(6) リスクの優先度設定と低減措置の検討

Q 6:見積られたリスクに対して、対策の優先度を設定するととも に、リスク低減措置を検討しているか?

(7) リスク低減措置の実施と効果の評価・見直し

- Q7: リスク低減措置を設定した優先度に従い実施し、その実施状況を確認しているか?
- O8:実施したリスク低減措置による効果を評価しているか?
- Q 9: 実施したリスク低減措置による効果の評価結果に基づき、 措置の見直しを行っているか?

Ⅱ マネジメントシステムに係る点検評価「チェックリストⅡ]

(8)保安方針

Q10: 経営トップは、保安方針を表明しているか?

Q11: 保安方針について、鉱山労働者に浸透するよう取り組んでいるか?

(9)保安目標

Q12: 保安目標を設定しているか?

Q13: 保安目標を達成するために十分な環境整備が行われているか?

Q14:経営トップは保安目標の達成が自らの責務であることを認識しているか?

(10) 保安計画の策定

Q15:保安目標を達成するために、保安計画(年間計画)を策定しているか?

Q16:保安計画の各取組に対して目標(期待される効果等)を検討しているか?

(11) 保安計画の鉱山労働者への浸透

Q17:保安計画が現場の鉱山労働者まで浸透し、一丸となって実行されるような仕組みになっているか?

(12) 保安計画の実施状況の確認

Q18: 保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できる ようになっているか?

(13) 保安計画の実行・確認・結果の反映

Q19:保安計画を実行し、その進捗状況を定期的に確認し、その結果を評価改善内容の検討につなげているか?

(14) 保安目標、保安計画及びマネジメントシステムの振り返り

Q20:保安目標(保安計画)について振り返り(評価・改善)を 行っているか?

【主要な対策事項】 1. 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

1.2 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

- 国は、鉱山保安マネジメントシステムが各鉱山の規模や操業状況等に即した最適な形で構築され、その有効化を図ること が可能となるよう、具体的な実施方法や優良事例の情報提供等を推進。ガイドブックの改訂や、小規模鉱山向けにイラ スト(マンガ形式)を活用した簡易リスクアセスメント導入促進パンフレット等を作成。
- 国及び鉱業権者は、取組の進捗状況について毎年度評価を実施し、必要な追加の対策を講じている。









鉱山保安MSガイドブック (平成30年度改訂)

小規模鉱山向け簡易リスクアセスメント (令和元年度作成)

出典:経済産業省ホームページ

小規模鉱山向け簡易リスクアセスメント座談会(愛知県/高知県)令和元年度委託事業にて実施





全国鉱山保安表彰式(長峯誠・経済産業大臣政務官出席) (令和4年10月4日)



【主要な対策事項】 2. 自主保安の推進と安全文化の醸成

2.1 自主保安の徹底と安全意識の高揚

- 国は、保安意識の高揚を図るため毎年鉱山保安週間の取組みや鉱山保安表彰を毎年実施。
- 継続的に取り組みが必要。

鉱山保安週間ポスター

- ・「鉱山保安週間」は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識を高揚を図るため、毎年7月1日の「国民安全の日」にあわせ、昭和25年から継続的に実施。
- ・「鉱山保安週間」に合わせ、保安講話、ポスター配布、保 安標語(又は絵画)の募集・選考等を実施している。

令和4年度ポスター

近年の災害傾向から墜落災害が多いことに着目し、墜落災害の防止に焦点を当て注意喚起を行うこと、前年度(令和3年度)の当該ポスターに関し鉱山へのアンケート結果から一目見て注意するポイントが分かるように現場の写真を用いたポスターを作成。



鉱山保安表彰

- ・「鉱山保安表彰」は、保安活動へのモチベーション 向上と、安全管理活動等へのインセンティブ付与を目 的に毎年10月頃に実施。
- ・ 全国/地方単位で、無災害記録等を実施した鉱 山や、地道な保安活動に従事し優秀な成績をあげた 現場職長クラス等を対象に大臣表彰や産業保安監 督部長表彰を行っている。



【主要な対策事項】 2. 自主保安の推進と安全文化の醸成

2.1 自主保安の徹底と安全意識の高揚

- ▶ 各地域の鉱山が会員となった鉱業会、鉱山保安研究会などにおいて自主的な鉱山保安の取り組みや保安意識の 高揚の取り組みが行われている。また、同業種である採石業界との保安に関する保安講演会/研修を実施するなど、 業界横断的な活動、取り組みも行われている。
- 継続的に取り組みが必要。

自主的な取組の一例

○各地域での鉱山保安の取り組み事例

- ・ 各地域において保安研究、保安表彰、保安教育(講習会等) , 見学会等の事業実施
- ・ 各地域の保安研究会等の一例
 - 〈東北地方〉東北鉱業会
 - <中部地方>東海北陸鉱山会
 - <関東地方>東京地方鉱業会連合会 埼玉県鉱山保安技術協議会 多摩地区鉱山保安研究会 栃木県鉱山保安研究会 京葉天ガス協議会(保安委員会) 新潟県天然ガス協会 (保安連絡会) 群馬県鉱山連絡協議会 浜松地区石灰石鉱山保安研究会

※その他の地域、鉱業関係団体においても期間中鉱山保安マネジメントシステムの導入促進に関する講習会を全国で計160件程度実施。

○業界団体による鉱山保安表彰の取り組み事例

平成26年度に鉱業関係団体(<u>日本鉱業協会、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会、石炭フロンティア機構(2022年4月1日に石炭エネルギーセンターから名称変更)</u>)が発起人となり鉱山保安推進協議会を発足。同年度から「<u>鉱山保安推進協議会会長表彰</u>」を創設。以降、毎年10月頃、経済産業大臣表彰式と合同で開催実施。

令和4年度においては、1鉱山、26名の個人、1名の学識経験者等が受賞をしている。

○業界団体による鉱山保安の取り組み事例

- ・環境・安全担当者会議の開催(日本鉱業協会)
- ・石灰石鉱業大会の開催、保安研究等の実施(石灰石鉱業協会)
- ・環境保安委員会による保安研究等の実施(天然ガス鉱業会)
- ・会員向けの石炭保安技術の提供、海外調査等(石炭フロンティア機構)

○業界横断的な保安の取り組み事例

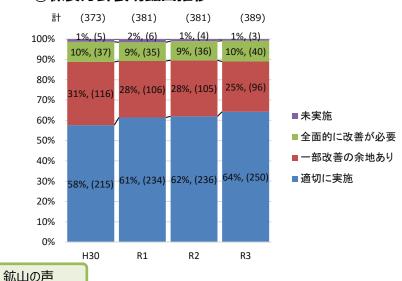
・砕石業界、石灰石業界との業界横断的な災害防止研究・見学などの実施 (東北鉱業会)

【主要な対策事項】 2. 自主保安の推進と安全文化の醸成

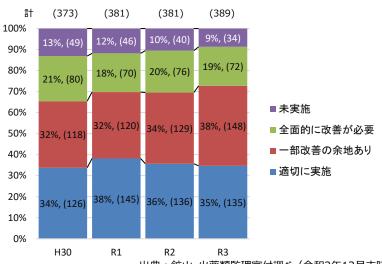
2.2 鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成

- 鉱山保安マネジメントシステムの要である経営トップによる保安方針表明の鉱山数推移は、増加傾向。
- ▶ また、保安活動、保安教育、緊急対応訓練の実施状況も未実施鉱山が減少傾向。一方、約3割が「全面的に改善が必要」、「未実施」となっていることから、継続的に取り組む必要がある。





②保安活動・保安教育・緊急対応訓練の実施状況



出典:鉱山・火薬類監理官付調べ(令和3年12月末時点)

<自主保安に向けた事業者の取組>

○保安活動に参画できる環境作り

- ・各職場にて毎月、保安集会を開催し、現場係員も保安について考える機会を作るようにしている。<石灰石鉱山>
- ・直轄、請負関係なしにゼロ災運動を展開している。保安衛生委員会出席や表彰制度は常駐協力会社も枠組みに入れて実施している。<金属鉱山>
- ・想定ヒヤリハットの提出を促し、各現場の危険源を鉱山労働者自らが摘出し、リスクがある案件については、リスク低減対策まで実施している。<金属鉱山>

○有効な退避訓練及び救護訓練

- ・退避訓練については、鉱山保安週間の時(1回/年)に実施し、その状況と反省点などを次の保安衛生委員会で発表している。<非金属鉱山>
- ・毎年1回以上、地震や火災等を想定した退避・救護訓練を実施している。

<金属鉱山>

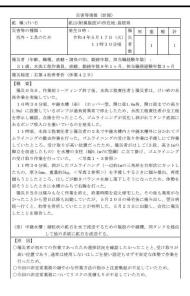
・退避訓練については、実施日を事前連絡せずに抜き打ち訓練を実施している。救護訓練については、災害リスクのある状況を設定して年4回訓練を実施している。 <金属鉱山>

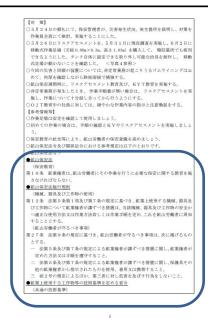
8

【主要な対策事項】 3. 個別対策の推進

3.1 死亡災害・重篤災害の原因究明と再発防止対策の徹底

- ▶ 国は、災害発生後、速報及び詳報を作成。各産業保安監督部を通じて鉱山へメール等により情報提供を行い、類似災害の発生防止及び鉱山側の取組(リスクアセスメント等)の活動促進を図っている。
- ▶ 詳報の情報提供については、これまで当該詳報の災害に関係する鉱山保安法令の条項を記載していたが、令和3年度から条項毎の条文も合わせて追記し、鉱山労働者に一層伝わりやすくするなど、災害発生の抑制を図った。
- ▶ 今後も一層伝わりやすく、継続的に取り組むことが必要。





<鉱山保安法令>

●鉱山保安法

(保安教育)

第10条 鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施 さなければならない。

●鉱山保安法施行規則

(機械、器具及び工作物の使用)

第12条 法第5条第1項及び第7条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及 び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全か つ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知 することとする。

(鉱山労働者が守るべき事項)

- 第27条 法第9条の規定に基づき、鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 法第5条及び第7条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、鉱業権者が 定めた方法又は手順を遵守すること。
- 二 法第5条及び第7条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、保護具その 他の鉱業権者から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。
- 三 前2号の規定によるほか、第三者に対し危害を及ぼす行為をしないこと。
- ●鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

(共通の技術基準)

第3条 鉱山施設に共通する技術基準は、次のとおりとする。

- 一 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設けられていること。
- 二 鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他の必要な表示が設けられている こと。

鉱山の声

- ✓ 監督部から配信される災害情報を社内の各部門へ配信。 <金属鉱山>
- ✓ 監督部からの災害速報・詳報メールは、作業員全員に回覧するとともに、保安 会議にて、事故事例を用いたリスクアセスメントを実施。<非金属鉱山>
- ✓ 監督部や本社から水平展開される災害速報・詳報を従業員に回覧し、それらのうち当鉱山で起こりうるようなものを月例会議等の場で災害事例教育を実施。

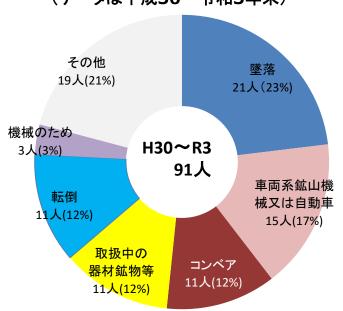
 会属鉱山>

【主要な対策事項】 3. 個別対策の推進

3.2 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

- 期間中罹災者の発生が多い災害について、鉱山保安週間を通じて注意喚起を行った。
- ▶ 今後も継続的に取り組むことが必要。

【第13次計画期間中事由別罹災者発生災害人数】 (データは平成30~令和3年末)



出典:鉱山保安統計年報(令和3年12月末時点)

鉱山へのアンケート結果から抜粋

- ✓ 鉱山における具体的な災害発生想定個所や災害発生防止の取り組み 事例が印刷されていると印象に残りやすい〈石灰石鉱山〉
- ✓ 毎年会社事務所及び作業現場事務所に掲示して、安全意識を高める ため、また注意喚起に繋がることから掲示しています。<石炭鉱山>
- ✓ 視認性よりも可読性を重視して新聞のようにさっと読みやすくわかりすいデザインにするなど、コンセプトに合わせて色やフォントや文章の長さ、掲示方法を具体的に設計できれば良くなると思う。<石油・天然ガス鉱山>

鉱山保安週間ポスター

- ・ 「鉱山保安週間」は、鉱山における自主保安活動を推進 し、保安意識を高揚を図るため、毎年7月1日の「国民安全 の日」にあわせ、昭和25年から継続的に実施。
- ・ 「鉱山保安週間」に合わせ、保安講話、ポスター配布、保 安標語(又は絵画)の募集・選考等を実施している。

令和4年度ポスター

近年の災害傾向から 墜落災害が多いことに 着目し、墜落災害の 防止に焦点を当て注意 喚起を行うこと、前年度 (令和3年度)の当 該ポスターに関し鉱山へ のアンケート結果から一 目見て注意するポイント が分かるように現場の写 真を用いたポスターを作 成。



【主要な対策事項】 3. 個別対策の推進

3.3 鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進

- ▶ 国、鉱業関係団体は、中央労働災害防止協会の活用により、鉱種や地域単位での保安レベルの継続的向上につながるよう連携・協働し、講習会等の取組を実施。
- ▶ 今後も継続的に取り組むことが必要。
- ✓ 国(産業保安監督部)において、中央労働災害防止協会から講師を招き、鉱山の作業監督者等を対象とする研修 を開催。

【中国】美祢地区、新見地区において、現場管理者を対象とした鉱山保安講習会を中国地方鉱山会と監督部の共同で開催

【四国】「労働安全衛生マネジメント規格について」の 講習を保安統括者会議と同日に開催。また、リスクマ ネジメント講習会を高知県で開催。

【沖縄】沖縄本島、石垣島、宮古島の3会場で、ベルトコンベヤ、ブルドーザーの災害事例研究研修を実施











【沖縄】災害事例研究研修

✓ 地方の鉱業関係団体は、中央労働災害防止協会の「中小規模事業場安全衛生サポート事業(集団支援)」を活用し、鉱山の作業監督者等を対象とする研修を開催。

【中部】愛知県耐火粘土珪石鉱山保安研究会が開催した鉱山研修会において、「鉱山保安と安全管理」の講習を実施。

【近畿】信楽地区鉱山保安部会が開催した、頻発災害防止対策研修会において、「墜落、転落、転倒災害防止対策」の講習を実施。



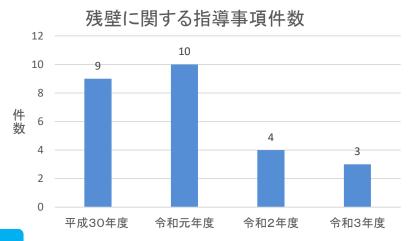
【中部】鉱山研修会



【近畿】信楽地区研修会

4.1 基盤的な保安対策(①残壁対策)

- ▶ 国は、施業案審査時に残壁規格に反した採掘が実施されないよう指導を実施。また、保安検査時には、残壁の管理状況の確認・指導等のほか、残壁規格の遵守されていない鉱山に対しては改善を指導。
- ▶ 令和2年度及び令和3年度の件数が減っているが、これは新型コロナ感染予防のため、保安検査等が全体で概ね4割 (令和元年度と令和2年度の実績を比較)減っていることの影響が考えられる。
- 継続的な指導、対策が必要。



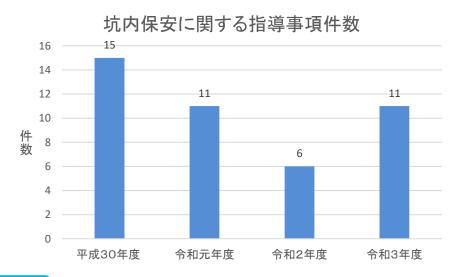
出典:鉱山・火薬類監理官付調べ(令和4年3月末時点)

鉱山への指摘事項の例

- ・採掘場東側残壁の法面工事箇所において、法面に穴が認められたことから、対策を講ずるよう指導。
- ・露天採掘場の残壁について、犬走りが施業案で規定している残壁規格に適合していないため、残壁規格に適合した残壁に修正するよう指導。
- |・切羽の道路脇の残壁について、残壁の傾斜等の規格や浮石を再度確認し、道路を切り替える等の必要な措置を講ずるよう指導。
- ・過去に残壁崩壊を発生させたので、露天採掘場における採掘壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他崩壊を防止するための措置を講じるよう指 導。
- ・保安統括者が鉱山内外で目視点検を実施しているが記録を作成していなかったため、残壁の点検結果を記録する必要がある旨を指導。
- |・措置事例で規定する残壁及び採掘規格について、適合していない箇所があったため、改善を指導。

4.1 基盤的な保安対策(②坑内保安対策)

- ▶ 国は、保安検査により、坑内の管理状況(通気確保、浮石・落盤防止、火災防止等)の確認・指導等を実施。
- 特に令和2年度の件数が減っているが、これは新型コロナ感染予防のため、保安検査等が全体で概ね4割(令和元年度と令和2年度の実績を比較)減っていることの影響が考えられる。
- 継続的に指導、対策が必要。



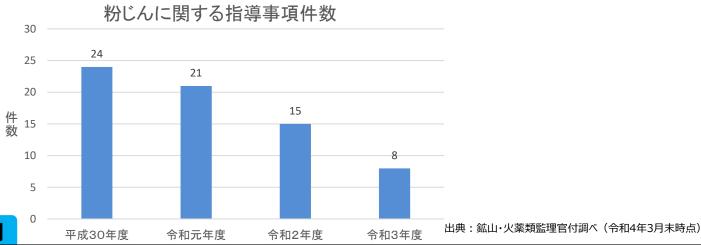
出典:鉱山・火薬類監理官付調べ(令和4年3月末時点)

鉱山への指摘事項の例

- ・特別検査を実施したところ、坑内落盤災害防止対策が不十分であったため、現況調査を実施し、保安対策等の見直し及び保安規程の見直しに ついて指導。
- ・坑内高圧電気設備について、絶縁抵抗不良に対する改善を行っていなかったことから指導。
- ・運搬斜坑口付近の天盤支保に破損個所があったことから指導。
- ・措置事例にて規定する坑道の支保について、一部不備(坑道維持のため、鋼枠が設置されていたが、複数の鋼枠の脚部が地盤面から浮いていた た箇所が複数箇所認められた)があったため、改善を指導。

4.1 基盤的な保安対策(③作業環境の整備)

- 国は、保安検査等により、粉じんの作業環境を把握し、必要に応じ指導等を行っている。
- 令和2年度及び令和3年度の件数が減っているが、これは新型コロナ感染予防のため、保安検査等が全体で概ね4割 (令和元年度と令和2年度の実績を比較)減っていることの影響が考えられる。
- 引き続き作業環境の維持、改善に努める必要がある。



鉱山への指摘事項の例

- ・特定施設(粉じん発生施設)の工事計画の変更届を行わず工事未実施、かつ、使用前検査を行わず使用が認められたため指導。
- ・坑内粉じん測定による結果が第3管理区分(※)となったため、鉱山保安法施行規則第10条第9号に規定されている粉じん濃度を改善する ための必要な措置を指導。
- ・粉じん作業に関する保安教育について、保安規程で定められた内容で実施されていなかったため指導。
- ・散水装置が故障し、粉じんの飛散が認められたため、改善するよう指導。
- ・粉じん発生施設(貯鉱場)の点検が実施されていないため指導。
- ・鉱山保安法及び同施行規則で規定する粉じんの処理のうち、防じんマスクの着用のため、携帯させるべきマスクを携帯していない者が認められた ため、改善を指導。
- ・階段の手摺りがたい積粉じんにより滑りやすくなっている箇所が認められたため指導。
- ・新規に就業する鉱山労働者に対する保安教育のうち、「粉じんに係わる疾病及び健康管理に関する事項」の教育事項について記録が残されて いなかったため指導。

4.2 新技術の活用等による保安技術の向上

- ▶ 採掘現場における条件の悪化、作業労働者の高齢化、人材不足等による保安知識承継の問題などに対処するため、 各鉱山においては様々な保安技術の向上に取り組んできているところ。取り組みの中には、学会や業界などが産学官連携を図りつつ進めているものもある。
- ▶ 今後も継続的に取り組むことが必要。

鉱山等の保安技術向上に向けた取組事例

■ドローンの測量、点検への活用

- ・ドローンによる切羽、製品在庫測量、切羽端縁の点検を行っている。<石灰石鉱山>
- ・採掘場の図面更新のため、又は施業案作成のため外部委託ではあるが、ドローンを用いて測量をしている。<石灰石鉱山>
- ・設備の点検や工事範囲(建屋や配管の状態など)の選定時など、ドローンを活用している。<金属鉱山>

■露天採掘場の残壁監視

・ASP(自動光波距離計)、GPS(全地球測位システム)を用いて残壁挙動を監視している。<石灰石鉱山>

■GPSの活用

・ダンプトラックにGPSを設置し、積込を行う油圧ショベルのオペレーターが自分の担当するダンプトラックの位置をわかるようにしたことで、鉱山進入の 際の無線連絡の必要性を無くした。<金属鉱山>

■カメラ等を利用した監視

- ・火薬庫、場内入口をカメラによる記録監視を行っている。<金属鉱山>
- ・ネットワークカメラ(選鉱工場のふるい分け作業場、焼成工場の原料搬送設備、消石灰梱包設備のパレット積み作業場に設置)による遠隔監 視を実施。 <石灰石鉱山>
- ・監視カメラを砕鉱場に設置し、騒音の高い破砕機やシュートでの鉱石詰まりを予防する監視や巡視を省力化。<石灰石鉱山>
- ・中央制御室にて集中監視(CH4、CO、CO2、O2ほか)。<石炭鉱山>

■VRの利用

・VRを活用した新人教育(危険体感)を実施した。<金属鉱山>

4.2 新技術の活用等による保安技術の向上(ドローンの活用)

- 鉱山におけるドローンの活用ニーズが高まっていることをうけ、ドローンの安全かつ適切な活用を促進することを目的とした 「鉱山における無人航空機(ドローン)活用に関する手引き」を令和2年8月に公表。
- 必要な行政手続きや留意事項の他、ドローンの使用中に災害・事故が発生した場合の対応、鉱山におけるドローンの活 用事例について紹介している。

■手引きの目的

- 第13次鉱業労働災害防止計画における危害防止対策の一つとして「新技術の活用等による保安 技術の向上」を掲げている。取り分けドローンについては、測量等の観測業務の他、人が立ち入りに **くい場所への監視業務等多くの利用可能性**があり、鉱山において今後の活用が大きく期待されてい る。
- ・ドローンの活用にあたっては保安上のメリットがある一方、操縦不能による墜落等、ドローンによる災 害が発生する危険性もあり、適切な運用を行うことが必要である。
- ・ドローンの導入を検討する鉱山に対し、ドローン活用時の留意事項や活用事例等について周知し、 鉱山におけるドローンの安全かつ適切な活用を促進することを目的として本手引書を作成した。

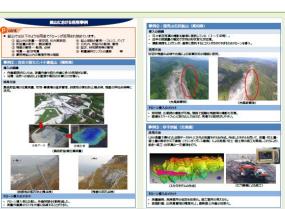


■手引きの概要

- 航空法における手続きや鉱山保安法における確認事項等、 鉱山でドローンを活用する際の留意事項や保安管理対策例 について記載。
- また、ドローンの使用中に災害・事故が発生した場合の対応 や鉱山におけるドローンの活用事例についても紹介。



航空法における手続き



鉱山における活用事例の紹介

【主要な対策事項】 5. 現場保安力の向上

5.1 単独作業及び非定常作業に対する保安管理

- 単独作業時及び非定常作業時の災害防止のため、基本的事項と保安確保対応事例をセットにしたパンフレットをそれぞ れ作成。(より理解しやすいようにイラスト、フロー等を加える改訂を平成31年4月に行った)
- 産業保安監督部による保安検査での指導に活用するとともに、経済産業省ホームページにも掲載。

切れないか、こすれないか?

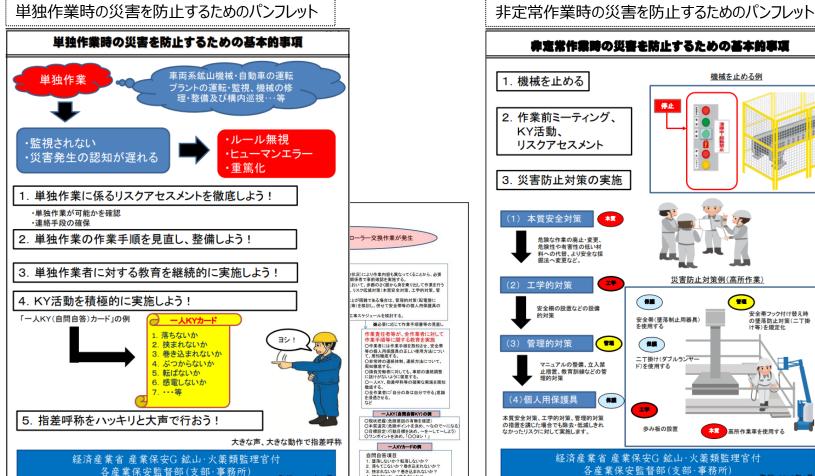
8. 腰を痛めないか? 9. 異物が目に入らないか?

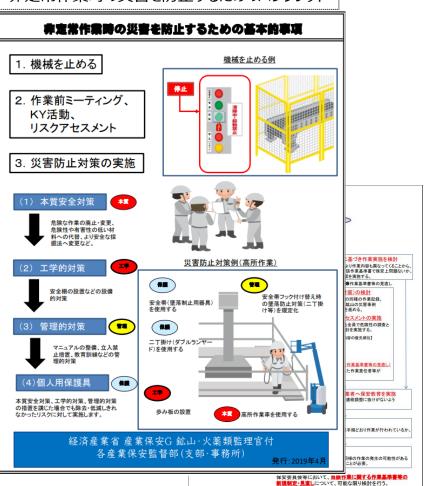
転ばないか?踏み抜かないか? ぶつからないか? 感電しないか?やけどしないか?

発行:2019年4月

引き続き普及・啓発を取り組むことが必要。

出典:経済産業省ホームページ





【主要な対策事項】 5. 現場保安力の向上

5.2 現場保安力の向上と人づくりへの取組

- 鉱業権者は、鉱山労働者へ危険体感訓練、危険予知等の実践教育を受講させ、現場保安力の向上を図っている。
- ▶ 国は、上記の鉱業権者の取組を広く情報提供するため、当省ホームページに危険体感教育受入機関(7社)を掲載。
- ▶ 今後も継続的に取り組むことが必要。

鉱山の声

- ・作業員の危険感受性向上のために「安全体感教育」を受講、重機メーカーによる横乗りしての運転指導を実施。<石灰石鉱山>
- ・監督部から水平展開に加え、県砕石協会から送付される「災害発生報告」を活用し、他鉱山であった実際の事故に対して、各部署で朝礼時に発表又は掲示することで考えてもらう機会を作っている。 <非金属鉱山>
- ・主に監督部からの災害速報、詳報を活用して、作業員全員に回覧するとともに保安会議にて、災害事例を用いたリスクアセスメントを実施している。 <非金属 鉱山>
- ・外部の方による現場指導。監督部の検査だけでなく、中災防が実施している事業を活用。鉱山労働者では、現場の不備に気づかないことや不備を理解して も妥協してそのままにしている場合もあるので、第3者に指摘してもらうことは非常に重要。 <金属鉱山>

<危険体感教育 受入機関機関>

、厄陕体恩教育。文人機関機関之			
実施主体の名称	実施場所	実施内容	
北海道電力株式会社 火力部火力技術研修センター	北海道勇払郡厚真町	研修プログラム:基本コース、製造業コース、土木建築コース 危険体感項目:29種類、コースにより異なる	
昭和電エマテリアルズ・テクノサービス株式会社	茨城県筑西市	回転体、電気、高所、爆発、玉掛、騒音、作業姿勢、化学品等55種類から 組合せ可能	
三井化学技術研修センター	千葉県茂原市	見て、触れて、体験する学習、安全体験コース(1日コース) 挟まれ、巻き込まれ、酸欠・中毒、被液、墜落・落下・転倒、火災・爆発・静電 気等	
TABMEC株式会社	愛知県刈谷市	機械や状況別に、リアルな体感コーナーの受講が可能 高所、回転体、玉掛け、一般作業、柵内作業、電気、フォークリフト	
コベルコビジネスパートナーズ株式会社	兵庫県加古川市	危険体験・体感教育 (標準コース)墜落制止用器具着用マネキン墜落体感、墜落制止用器具着用ぶら下がり体験等	
株式会社中電工	広島県広島市	(体験) 落下物衝撃、墜落、低圧感電、低圧充電線路短絡、梯子のすべり、 脚立の開き・倒れ、スレート屋根踏抜き等	
マイテク・センター北九州	福岡県北九州市	玉掛けつり荷落下・高所墜落・電気危険・回転体巻き込まれ体験学習、体験型リスクアセスメント教育	

出典:経済産業省ホームページ

【主要な対策事項】 6. 国・鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組

- ▶ 国は、外部専門家による鉱山労働者等を対象とした各種研修、災害情報の水平展開等を充実。
- ⇒ 今後も継続的に取り組むことが必要。

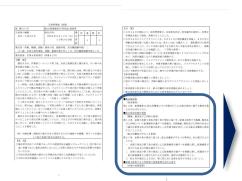
第13次計画期間中、以下の研修を実施。

<研修の内容>

- ✓ リスクアセスメント、KYT (危険予知訓練)
- ✓ リスクアセスメントに基づく作業手順書作成
- ✓ 現場管理者を対象とした鉱山保安講習
- ✓ 労働安全衛生マネジメント規格講習
- ✓ リスクマネジメント講習
- ✓ ベルトコンベア、ブルドーザーの災害事例研究
- ✓ ヒューマンエラー防止講習
- ✓ ベルトコンベア、バックホウの災害事例検討会 など

<災害情報の水平展開>

✓ 原因・対策等を付記した災害情報を全鉱山及び関係業界 団体に電子メール、郵送等により送付。



水平展開した災害情報の例

- <鉱山保安法令>
- ・ 単、山木安広
- 第10条 鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施 さなければならない。
- ●鉱山保安法施行規則
- ▼監川保安広施行規則 (機械、器具及び工作物の使用)
- 第12条 法第5条第1項及び第7条の規定に基づき、數案上使用する機械、器具及 び工作物について鉱業権者が講すべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全か っ適正な使用及以付業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知 することとする。
- 第27条 法第9条の規定に基づき、鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げる
- とする。 一 法第5条及び第7条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、鉱業権者が
- 定めた方法又は平順を遵守すること。 二 法第5条及び第7条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、保護具その
- 他の鉱業権者から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。 三 前2号の規定によるほか、第三者に対し危害を及ぼす行為をしないこと。
- ●鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令
- (共通の技術基準) 第3条 鉱山施設に共通する技術基準は、次のとおりとする。
- 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他 の必要な保安設備が設けられていること。
- 二 鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他の必要な表示が設けられている こと。

- ▶ 鉱業関係団体は、民間資格制度「保安管理マスター制度」の運用を始めとした自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施。
- ▶ 国は、保安管理マスター制度と連携し、鉱山保安法に規定する作業監督者への選任を可能とさせており、引き続き、鉱業関係団体と連携・協働して保安レベル向上のための取組を実施。
- ⇒ 今後も継続的に取り組むことが必要。

〈保安管理マスター制度〉

- ✓ 平成25年4月に民間5 (現在は4) 団体によって設立された「鉱山保安 推進協議会」は、鉱山における保安管理人材の育成を目的として「保安管 理マスター制度」を創設し、資格認定試験を開始。
- ✓ 試験に合格し、かつ、法令講習を受講した者を同協議会が「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」として認定し、称号を付与。
- ✓ 国(産業保安監督部)は、資格認定試験の際に法令講習を実施。
- ✓ 国は、「露天技術保安管理士」又は「鉱場採掘技術保安管理士」の称号を付与された者については、鉱山保安法に規定する「作業監督者」に選任できることを可能とした。(平成28年8月1日施行)
 - 国、鉱業関係団体は、保安レベルの継続的向上のため、 中小零細規模鉱山を含め、地域単位で中央労働災害 防止協会の活用、地域単位での情報交換等が円滑に行 われるよう対応。
 - 今後も継続的に取り組むことが必要。

第13次計画期間中、中災防の「中小規模事業場安全衛生サポート事業(集団支援)」を活用し、以下の研修を実施した。

<研修の内容>

- ✓ メンタルヘルスケアとヒューマンエラーの関連性
- ✓ 頻発災害の防止対策 など